

## ○秋田市情報公開条例・公文書管理条例読替条項対照表

(情報公開条例第18条・第19条、第21条～第27条)	(公文書管理条例第21条)
<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第18条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第18条 市長は、<u>秋田市公文書管理条例</u>(平成24年秋田市条例第58号。以下「<u>公文書管理条例</u>」という。)第20条第2項の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(1) <u>不服申立人</u>および参加人</p> <p>(2) <u>開示請求者</u>(開示請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p>	<p>(1) <u>異議申立人</u>および参加人</p> <p>(2) <u>利用請求をした者</u>(<u>利用請求をした者</u>が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p>
<p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る<u>開示決定等</u>について<u>反対意見書</u>を提出した<u>第三者</u>(当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p>	<p>(3) 当該<u>異議申立て</u>に係る<u>利用請求</u>に対する<u>処分</u>(以下「<u>利用決定等</u>」という。)について<u>公文書管理条例</u>第17条第4項に規定する<u>反対意見書</u>を提出した<u>第三者</u>(同条第1項に規定する<u>第三者</u>をいう。以下同じ。)(当該第三者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p>
<p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第19条 <u>第14条第3項</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>又は<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p>	<p>(第三者からの<u>異議申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第19条 <u>公文書管理条例</u>第17条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p>
<p>(1) <u>開示決定</u>に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u>又は<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る<u>開示決定等</u>を変更し、当該<u>開示決定等</u>に係る<u>公文書</u>を開示する旨の<u>決定</u>又は<u>裁決</u>(第三者である参加人が当該<u>公文書</u>の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>	<p>(1) <u>利用させる旨の決定</u>に対する第三者からの<u>異議申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>異議申立て</u>に係る<u>利用決定等</u>(<u>公文書管理条例</u>第15条第2項に規定する<u>利用請求</u>に係る<u>特定歴史公文書等</u>(<u>公文書管理条例</u>第2条第7号に規定する<u>特定歴史公文書等</u>をいう。以下同じ。))の全部を利用させる旨の<u>決定</u>を除く。以下この号において同じ。)を変更し、当該<u>利用決定等</u>に係る<u>特定歴史公文書等</u>を利用させる旨の<u>決定</u>(第三者である参加人が当該<u>特定歴史公文書等</u>の利用に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>
<p>(<u>審査会</u>の調査権限)</p> <p>第21条 <u>審査会</u>は、必要があると認めるとき</p>	<p>(<u>公文書管理委員会</u>の調査権限)</p> <p>第21条 <u>公文書管理条例</u>第28条第1項に規定</p>

<p>は、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>開示決定等</u>に係る<u>公文書</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、<u>審査会</u>に対し、その提示された<u>公文書</u>の<u>開示</u>を求めることができない。</p>	<p>する<u>秋田市公文書管理委員会</u>（以下「<u>公文書管理委員会</u>」という。）は、必要があると認めるときは、<u>市長</u>に対し、<u>利用決定等</u>に係る<u>特定歴史公文書等</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、<u>公文書管理委員会</u>に対し、その提示された<u>特定歴史公文書等</u>の<u>利用</u>を求めることができない。</p>
<p>2 <u>諮問実施機関</u>は、<u>審査会</u>から<u>前項</u>の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、<u>公文書管理委員会</u>から<u>公文書管理条例第21条</u>の規定により読み替えられた<u>前項</u>の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>
<p>3 <u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>開示決定等</u>に係る<u>公文書</u>に記録されている情報の内容を<u>審査会</u>の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、<u>審査会</u>に提出するよう求めることができる。</p>	<p>3 <u>公文書管理委員会</u>は、必要があると認めるときは、<u>市長</u>に対し、<u>利用決定等</u>に係る<u>特定歴史公文書等</u>に記録されている情報の内容を<u>公文書管理委員会</u>の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、<u>公文書管理委員会</u>に提出するよう求めることができる。</p>
<p>4 <u>第1項</u>および<u>前項</u>に定めるもののほか、<u>審査会</u>は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、<u>参加人</u>又は<u>諮問実施機関</u>（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者</u>にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>4 <u>公文書管理条例第21条</u>の規定により読み替えられた<u>第1項</u>および<u>前項</u>に定めるもののほか、<u>公文書管理委員会</u>は、<u>異議申立て</u>に係る事件に関し、<u>異議申立人</u>、<u>参加人</u>又は<u>市長</u>（以下「<u>異議申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者</u>にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>
<p>（意見の陳述） 第22条 <u>審査会</u>は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、<u>審査会</u>が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（意見の陳述） 第22条 <u>公文書管理委員会</u>は、<u>異議申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>異議申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、<u>公文書管理委員会</u>が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 <u>前項本文</u>の場合においては、<u>不服申立人</u>又は<u>参加人</u>は、<u>審査会</u>の許可を得て、<u>補佐人</u>とともに出頭することができる。</p>	<p>2 <u>公文書管理条例第21条</u>の規定により読み替えられた<u>前項本文</u>の場合においては、<u>異議申立人</u>又は<u>参加人</u>は、<u>公文書管理委員会</u>の許可を得て、<u>補佐人</u>とともに出頭することができる。</p>
<p>（意見書等の提出） 第23条 <u>不服申立人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、意</p>	<p>（意見書等の提出） 第23条 <u>異議申立人等</u>は、<u>公文書管理委員会</u></p>

<p>見書又は資料を提出することができる。ただし、<u>審査会</u>が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、<u>公文書管理委員会</u>が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>
<p>(委員による調査手続) 第24条 <u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>第21条第1項</u>の規定により提示された<u>公文書</u>を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は<u>第22条第1項本文</u>の規定による<u>不服申立人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>(委員による調査手続) 第24条 <u>公文書管理委員会</u>は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>公文書管理条例第21条</u>の規定により読み替えられた<u>第21条第1項</u>の規定により提示された<u>特定歴史公文書等</u>を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は<u>公文書管理条例第21条</u>の規定により読み替えられた<u>第22条第1項本文</u>の規定による<u>異議申立人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。</p>
<p>(提出資料の閲覧) 第25条 <u>不服申立人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、<u>審査会</u>に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、<u>審査会</u>は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p>	<p>(提出資料の閲覧) 第25条 <u>異議申立人等</u>は、<u>公文書管理委員会</u>に対し、<u>公文書管理委員会</u>に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、<u>公文書管理委員会</u>は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p>
<p>2 <u>審査会</u>は、<u>前項</u>の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。</p>	<p>2 <u>公文書管理委員会</u>は、<u>公文書管理条例第21条</u>の規定により読み替えられた<u>前項</u>の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。</p>
<p>(調査審議手続の非公開) 第26条 <u>審査会</u>の行う<u>第17条</u>の規定による諮問に係る<u>不服申立て</u>の調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>(調査審議手続の非公開) 第26条 <u>公文書管理委員会</u>の行う<u>公文書管理条例第20条第2項</u>の規定による諮問に係る<u>異議申立て</u>の調査審議の手続は、公開しない。</p>
<p>(答申書の送付等) 第27条 <u>審査会</u>は、<u>第17条</u>の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申書の送付等) 第27条 <u>公文書管理委員会</u>は、<u>公文書管理条例第20条第2項</u>の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>異議申立人</u>および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>